

定型賠償におけるお支払い金額

家財の賠償につきましては、平成 25 年 3 月より、個別の損害を証明していただくことなく合理的な範囲で賠償金をご請求いただけるよう、「定型賠償」を実施しております。

(1) 避難指示区域内に居住されていた方に対する定型賠償

a. 一般家財の賠償

多くのご請求者さまが一般的に所有されていることが想定される家財について、当社事故発生時点の世帯人数および家族構成に応じて以下の金額を設定しお支払いしております。

世帯構成 居住されていた 場所	単身世帯の場合 (定額)		複数人世帯の場合 (世帯基礎額 + 家族構成に応じた加算額)		
	学生	世帯 基礎額	加算額		
			大人 1 名 あたり	子供 1 名 あたり	
帰還困難区域	325 万円	40 万円	475 万円	60 万円	40 万円
居住制限区域	245 万円	30 万円	355 万円	45 万円	30 万円
避難指示解除準備区域					

b. 高額家財の賠償

避難等にとまなう管理不能等により 1 品あたりの購入金額が 30 万円以上の家財が毀損した場合、修理・清掃費用相当額として、上記 a とは別に 1 世帯あたり 20 万円を定額にてお支払いしております。

(2) 避難指示区域外に居住されていた方に対する定額賠償

当社事故発生時点において避難指示区域内に自己使用目的で所有・賃借している住宅内で所有されている家財に管理不能等による毀損が発生した場合は、簡易にご請求いただく観点から、修理・清掃費用相当額として、所有者お一人さまあたり 10 万円を定額にてお支払いしております。

以上